

阪神水道企業団公告

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、令和7年度、令和8年度及び令和9年度において、阪神水道企業団（以下「企業団」という。）が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント等、物品供給・製造・その他に係る競争入札（以下「入札」という。）に参加する者に必要な資格審査の申請時期及び申請方法等について、次のとおり公告する。

令和6年10月15日

阪神水道企業団
企業長 吉 田 延 雄

1 【重要】 前回からの変更点

紙申請からインターネットを利用した電子申請（以下「電子申請システム」という。）へ変更となる。紙での提出は不要となり、申請書や申請に必要な書類は、電子申請システムにアップロードして提出する。

構成市（※）外に所在する業者の申請に当たっては、電子申請システムのシステム利用料が必要となる。

※ 構成市とは、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、宝塚市及び明石市をいう。令和6年11月1日時点で構成市に本社若しくは営業所等が所在する場合はシステム利用料が不要となる。

2 電子申請システムのシステム利用料について

構成市外からの申請に当たっては、システム利用料が必要となる。

- (1) 構成市内業者（受任先含む） 無料
- (2) 構成市外業者 希望する契約の種類（※）ごとに1申請、1,540円（税込）

※ 希望する契約の種類とは、「建設工事」、「測量・建設コンサルタント等」及び「物品供給・製造・その他」の3種類とする。

- | | |
|----|---|
| 支払 | <ol style="list-style-type: none">(1) 支払方法は、クレジットカード、コンビニエンスストア、ペイジー（銀行振込サービス）のいずれかとなる。コンビニエンスストア、ペイジー（銀行振込サービス）の支払期限については、決済申込完了から7日以内、又は申請期間終了日の早い方までに入金を完了すること。(2) インターネットの専用申請サイトで、申請に必要な書類の提出（アップロード）後、表示される案内に従って支払うこと。(3) 登録完了後の変更申請にはシステム利用料が発生しない。(4) 電子申請した結果、認定されなかった場合であっても、システム利用料の返金はできない。(5) システム利用料は必ず申請期間内に支払うこと。申請期間外での支払は申請が無効になり、返金も出来ないので注意すること。 |
|----|---|

3 登録の有効期間

令和7年度、令和8年度及び令和9年度（令和7年4月1日から令和10年3月31日まで）の3年間とする。

4 申請期間

令和6年11月1日(金)から11月30日(土)まで

※ 電子申請システムは、期間中24時間利用できるが、メンテナンス等により、一時的に利用できないことがある。

申請終了日までに申請手続を完了し、申請受付書を印刷すること。手続が完了しなかった申請は、申請期間終了後に取り消す。

5 補正期間

申請後から令和6年12月20日(金)まで

申請期間内に申請した書類に不備があり「差し戻し(補正要求)」メールを受信した場合は、速やかに再申請を行うこと。

申請開始後、随時、審査・補正を行うので、申請期間中も審査結果のメールが届く。

補正が行われず、令和6年12月20日(金)までに「審査済み」とならない申請は、申請を取り消すことがある。

6 申請方法

インターネットを利用した電子申請で、紙での提出は不要となる。

企業団ホームページ「阪神水道企業団 入札参加資格申請(業者登録)の手続について」を確認し、電子申請システムから申請期間中に登録すること。

その他詳細内容については、別紙「令和7・8・9年度 競争入札参加資格審査申請要領」に記載のとおりとする。

阪神水道企業団ホームページ：

<https://hansui.org/tender/tender-contract/tender-contract-info/?p=655.html>

電子申請システム：<https://bid-entry.com/>

7 各種問合せ

申請書や提出書類など申請上での問合せについて	阪神水道企業団 総務部総務課契約係 〒658-0073 神戸市東灘区西岡本3丁目20番1号 電話(078)431-1902(直通) E-mail keiyaku@hansui.or.jp 問合せ対応は、土曜日、日曜日及び祝日を除く平日の9時から16時まで(ただし、12時から13時までを除く。)
システムの操作、トラブル、システム利用料の支払方法について	ミラ株式会社 電話(088)678-3450 問合せ対応は、土曜日、日曜日及び祝日を除く平日の9時30分から16時30分まで(ただし、12時から13時までを除く。)